

教えて!

富山 けいざい



民泊新法ってなあに？

◆宿泊ビジネスのルール 県内10市町で30件
届け出

ブン子さんは北陸経済研究所（富山市）の藤貴伸研究員に質問しました。

Q—民泊新法ってなあに。

A—一般の住宅やマンションを使って宿泊サービスを営む「民泊」について一定のルールを定めた法律です。営業したい事業者（住宅宿泊事業者）は届け出によって営業が可能になります。事業者には宿泊者の衛生・安全の確保や、周辺住民の苦情への迅速な対応などが義務付けられました。6月に施行され、県内は10市町で計30件（9月3日現在）が届け出ています。



Q—なぜ法律ができたの。

A—主な狙いは、増加する訪日外国人観光客の宿泊先確保と、民泊営業の適正化です。ここ数年、訪日外国人観光客は急速に増加しており、東京五輪が開催される2020年に向けてさらに増加が見込まれます。東京などの大都市を中心にホテル不足が懸念され、訪日外国人観光客の宿泊・滞在の新たな受け皿として注目されました。

一方で違法民泊の増加が問題になっていました。宿泊料を取って営業する場合、これまでは旅館業法の許可を取得する必要がありました。しかし、個人の住宅やマンションで旅館業法の条件を満たすことは難しく、無許可の「違法民泊」が横行。宿泊客による騒音やごみの不法投棄などで周辺住民とのトラブルも発生していました。民泊を増やしつつ適正な運営を促すための新法が必要となりました。

Q—今後はどんどん増えるかな。

A—民泊新法では、年間の営業可能日数が180日以内といった厳しい制限があります。また各自治体は条例などを設け、さらに日数を制限することも可能です。実際に京都市や金沢市をはじめ、多くの自治体が独自の規制を設けています。厳しい制限の下では採算が合わないため、営業を断念する事業者も現れており、届け出件数は思ったほど伸びていないようです。適正な民泊の増加という法律の本来の狙いを達成していくためには観光庁をはじめ、政府のさらなる対応が必要と言えそうです。